■ 第 4 回 障 がい者制度改革推進会議(2010年3月1日) 【議事要録】

議事 雇用について

1 一般就 労(雇用促進法)

てきょうはんい てちょうせいど もんだいてん かんが おも しょめんいけん (適用範囲 (手帳制度の問題点) についてどう 考えるか) …主な書面意見

○雇用促進法の対象者を手帳交付者に限定すべきではなく、職業生活上の困難度に注目 ○雇用促進法の対象者を手帳交付者に限定すべきではなく、職業生活上の困難度に注目 したかい みなおしている。現在、外れている難病、発達障害、高次脳機能障害 はばびるたいしまう たいしょう はったつしょうがい こう じのうき のうしょうがい はずびるたいしょう はったつしょうがい こう じのうき のうしょうがい なんびょう はったつしょうがい こう じのうき のうしょうがい なども幅広く対象にするべき(17名、ほぼ全員が同趣旨)。

しょうがいしゅべつ せいどてきかくさ かんが おも しょめんいけん (障 害種別による制度的格差についてどう 考 えるか…主な書面意見)

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ おお ちんぎんかくさ でちょう ゆう せいしんしょうがいしゃ 〇身体障 害者と知的障害者とでは、大きな賃金格差がある。手帳を有する精神障害者は、 こうじ たい はい こようぎむ はず でちょう ゆう なんびょう はったつしょうがい こうじ 雇用率算定には入るが、雇用義務から外れている。手帳を有しない難病、発達障害、高次のうきのうしょうがい もの こようりつさんてい こようぎむ りょうほう はず 病、免達障害、高次のうきのうしょうがい もの こようりつさんてい こようぎむ りょうほう はず 原の者は、雇用率算定、雇用率務の両方から外れている。視覚障害者は、他のしんたいしょうがいくら こようそくしん とりく おく おく ちょうかくしょうがいしゃ しゅわっうやくしゃとう ふそく 身体障害に比べ雇用促進の取組みが遅れている。聴覚障害者は、手話通訳者等の不足でしゅうろうしょん ふじゅうぶん がい 分支援が不十分(15名)。

げんこうほうていこようりつせいど もんだいてん かんが (現行法定雇用率制度の問題点についてどう 考えるか)

もんだいてん こようりつ おも しょめんいけん (問題点 雇用率…主な書面意見)

(問題点 ダブルカウント…主な書面意見)

Oダブルカウントは、障害者を二分するもので不適切であり低い雇用率を更に低くするもの。 こうか ごうりてきはいりょ たいおう 重度障害者の属性 が図られるという効果には疑問があり、合理的配慮で対応すれば、不要 たんじかんろうどう しょうがいしゃ こようそくしん やくだ いけん ちょう こようそくしん やくだ いけん

(問題点 特例子会社…主な書面意見)

(問題点 雇用納付金制度…主な書面意見)

とは矛盾する。雇用率達成を前提とした財源確保の手段を検討するべき。

しょくば こうりてきはいりょ じつげん いぎ もうしたて かんが おも しょめん (職場における合理的配慮の実現プロセスと異議申 立についてどう 考 えるか…主な書面 いけん 意見)

○合理的配慮は、本来個人の状 況と置かれた環 境によって個別に決まるため、すべて法律にかきこかでは、大水では、はめんでは、大水では、はめんでは、でのようなが、具体的な場面でどのようなが、で合理的配慮の内容を決定していくかというプロセスが大切。事業者、個別機関において協議や調整の仕組みを設けるべきであり、しょうがいとうじしゃ しえん そうだんたいせい かくほ じゅうよう じぎょうじゃ にんしき たか きょうがく けんしゅうたいせい 障 害当事者を支援する相談体制の確保が重要。事業者の認識を高める教育、研修体制もひかよう ぎょうせいきかん くたいてき 必要。行 政機関が具体的なガイドライン作成すること。実態調査に基づく事例研究と、こうりてきはいりょ ざいせいしえん じょせいきんせいど ぎじゅつえんじょ しく けんとう のつよう めい 合理的配慮のための財政支援、助成金制度、技術援助の仕組みなどの検討が必要(19名、ほぼではいかとうしゅし 全員同趣旨)。

はつげん しょうがいしゃ こよう ろうどうしゃ しょうしゃ じゅうぶん れんけい はか ひつよう 〇 (発言) 障害者の雇用は、労働者と使用者が十分な連携を図る必要があるので、障害者 くわ ろうし じゅうぶん さんかく こうろうしょう しんぎかいぎろん さいだいげんそんちょう も加わって労使が十分に参画できる厚労省の審議会議論を最大限尊 重していただきたい。

はつげん じょうやく しょうがいしゃ ていぎ けんりじょうやく ていぎ こと かんが (発言) ILO条 約の障害者の定義と権利条 約の定義が異なるので、どう 考えるべきかと ううどうほう できょう いな せいしんしょうがいしゃ ろうどう いう基本的問題がある。また、労働法を適用するべきか、否か。精神障害者に、6時間の労働 に に いっちょうにするという訓練目 標を設けること自体適切か。就 職してつぶれてしまう ひと おお ろうきほう げんみっ てきおう するのではなく、フレキシブルにし、合理的配慮で時間の調整をして欲しい。

〇 (発言) 法定雇用をは、精神障害を入れて5%くらいにするべき。ダブルカウントは、1999年 たまれた こうせいろうどうしょう から2007年までの厚生労働省のデータで、重度以外は16.5%、重度は21.6%上がっていることなどから、ある程度、積極的な差別是正措置とも言える。重度障害者が一般就労しやすいよう、障害の範囲、程度や手帳のあり方も再検討する必要がある。

○(発言)「労働・雇用分野における障害者権利条 約への対応の在り方に関する研究会」の (発言)「労働・雇用分野における障害者権利条 約への対応の在り方に関する研究会」の ちゅうかんせいり ちょうかくしょうがいしゃ はい 「中間整理」に、聴覚障害者の入っていない。アメリカの雇用機会均等委員会は、職場に ちょうかくしょうがいしゃ ごうりてきはいりょ だれい をない ままうかくしょうがいしゃ ごうりてきはいりょ おける聴覚障害者の合理的配慮について28のガイドラインの事例をまとめて出している。こ

うしたことが日本でも 行 われるべきではないか。

はつげん いっぱんしゅうろう せいしんしょうがいしゃ しゅうろう (発言) 一般就 労について、精神障害者は就 労したいができないのが現 状。精神障害者 でつりてきはいりょ でっこうせい ほ への合理的配慮について、実効性のあるものにして欲しい。

2 福祉的就 労(自立支援法)

(労働者性と労働法規の適用についてどう考えるか…主な書面意見)

でいていちんぎん ちんぎんほてん かんが ねも しょめんいけん (最低賃金と賃金補填についてどう考えるか…主な書面意見)

できる。 ちんぎんほてん ひつよう さいていちんぎん げんがくとくれいせいど みなお いけん さいていちんぎん 〇多数は、賃金補填が必要であり、最低賃金の減額特例制度を見直すべきとの意見。最低賃金 そのものは、障害者にも適用すべき。賃金補填を前提に、年金などとの相互調整が必要。 そのさい ちんぎんほてん まようきかい あっしゅく そのさい ちんぎんほてん こようきかい あっしゅく そのの、賃金補填が雇用機会の圧 縮にならないように調整が必要。他方、重度障害者のいっぱんこよう いじ こいていちんぎん じょがいせいど げんざい せいどせい じゅうどしょうがいしゃ 一般雇用の維持のためには、最低賃金の除外制度、現在の減額制度を維持すべきとの意見もあせんたい (全体として17名)。

(就 労支援事業のあるべき 姿 についてどう 考 えるか…主な書面意見)

〇就 労支援と生活支援を切りは離すべきではない。在宅での就 労や、自営の仕事も支援の対象 せいしんしょうがいしゃ いっぱんしゅうろうご けいぞく はたら かん きたくご せいかっしえん たっ含めるべき。精神障害者は、一般就 労後に継続して働くための支援と帰宅後の生活支援 くんれん むしょう ていきょう でいきょう でいきょう が特に重要。就 労に向けた訓練などの支援は無償で提供するべき。ジョブコーチ、相談支援、けんりょうごしゃ そんざい ひっよう しゅうろうご ごうりてきはいりょこう かんきょうせいび しょうがいしゃこよう 権利擁護者3の存在も必要。就労後に合理的配慮が講じられるための環境整備、障害者雇用に対する協議会の設置についても検討すべき。自立支援法と雇用促進法の両方に分かれていしゅうろうしえんじぎょう とうごう めい る就労支援事業は統合するべき (13名)。

いっぱんしゅうろう しゅうろうしえん つうきんしえん しんだいかいじょ (一般就 労における就 労支援(通勤支援、身体介助、ジョブコーチ)についてどう 考える おも しょめんいけん か…主な書面意見)

○通勤支援、身体介助、ジョブコーチを福祉サービスでどのように位置づけるか。海外では、 ごうりてきはいりょ おこな おこな さころもある。どのような根拠で、どのような制度を提 供するのかは、 でいたかん きょうつう りかい けいせい まだ委員間に共 通の理解が形成されていない。ジョブコーチは、合理的配慮として提 供され をうごうかくしほう ながでは、 こうりてきはいり虚として提 供され をうごうかくしほう なべきか、総合福祉法でパーソナルアシスタントとして提 供するか等、多様な意見がある。議論 を煮詰める必要がある(全体として17名)。

3 シームレスな支援

(一般就 労と福祉的就 労の制度間格差とサービスの断絶の問題についてどう 考 えるか「こ

るんてん しめ じりっしぇんほう しゅうろうしぇん もんだいてん あ そうかつてき れまでの論点で示された自立支援法における就 労支援の問題点を踏まえて、総括的にどのよ おも しょめんいけん おも しょめんいけん うに 考 えればよいか] …主な書面意見)

○さまざまな意見があるが、制度間格差を解消する方向で一致している。「社会的活動、いわしたができしゅうろう いっぱんしゅうろう いっぱんしゅうろう はばめん ほんにん せんたく きほん きれ め しえん ていきょう ゆる社会的就 労、一般就 労」のどの場面でも、本人の選択を基本に、切れ目のない支援を提供するべき。福祉的就 労を一般雇用の枠外で扱っている現状を みめるべき。複数の就 労形態であるべき。福祉的就 労を一般雇用の枠外で扱っている現状を 改めるべき。複数の就 労形態でゆう せんたく たいちょう きぼう ようい いどう を自由に選択でき、体調や希望で容易に移動できることが重要。制度間格差をなくし、サービスを一元化するべき(全体として14名)。

4 雇用の創 出

したかいてきじぎょうしょ ほうせいどか かんが おも しょめんいけん (社会的事業所の法制度化についてどう 考えるか…主な書面意見)

(いわゆるハート購入法についてどう考えるか…主な書面意見)

〇障害者の就労支援施設への優先的な仕事の発注を促進するための法案が提案されてきたが成立していない。多くの意見は、法制度化を望むという点で一致している。買い上げ価格に問題があるとの意見や、努力義務にとどまっていることは問題との指摘もあり(10名)。

O (発言) 福祉的就 労にも、その意義や機能がある。しかし、一般就 労と継続就 労支援A たんだんかくき ひじょう おお しゅうろうけいぞく からしまったが 労継続A は、労働者性と利用者という2面性があり、賃金を得ながら利用料を払う 妙な形。社会的事業所は、この差を埋める可能性がある。そうなる しゅうろうけいぞく いち かだい ちてきしょうがいしゃ しゅうろうけいぞく いち かだい ちてきしょうがいしゃ しゅうろうけいぞく いち かだい ちてきしょうがいしゃ しゅうろうけいぞく と、就 労継続Aの位置づけが課題になる。知的障害者には、就 労継続Aのハードルが高い。

はつげん にほん いっぱんこよう ふくしてきしゅうろう あいだ かべ にげんろん こくふく 〇 (発言) 日本では、一般雇用と福祉的就 労の間に壁があり、この二元論をどのように克服 じゅうよう しゃかいてきじぎょうしょ ちんぎんほてん ふく しょうがいしゃ けんりせい はたら するかが重 要。社会的事業所、賃金補填も含め、障害者が権利性をもちながら働くためのしえん ひつよう たんだい しえん ひっぱんしゅうろう はたら いっぱんしゅうろう はたら いっぱんしゅうろう はたら いっぱんしゅうろう はたら いっぱんしゅうろう はたら しえん ひつよう はたら いっぱんしゅうろう はたら しえん ひっぱんしゅうろう はたら しっぱん ひつよう はたら いっぱんしゅうろう はたら しえん ひっぱんしゅうろう はたら いっぱんしゅうろう はたら しえん ひっぱんしゅうろう はたら ひっぱんしゅうろう はたら ひっよう ひっよう ひっよう

口にも整理しながら進めて欲しい。雇用率の制度によって雇用される人は、比較的労働能力が高い。補助金を受けて賃金補填を講じるような形での雇用が実施されないと、福祉的就労の力が大量に残ることになる。

はつげん ふくしてきしゅうろう なん さいていちんぎん したまわ しょとくほしょう おお わくぐ 〇(発言)福祉的就 労で何であれ、最低賃金を下回っているのならば、所得保障の大きな枠組

みの中で論じるべきであり、賃金補填という話だけで終わってはいけない。

- はつげん ちょじだい しょくいん ぎょうむ いったんぶんかい 〇 (発言) 知事時代は、職 員の業務を一旦分解し、コピー取りなど知的障 害の方にできる仕事 ひょりぶん ふたりぶん つくりだ しゅうろう いっさくれん ひと こょう うみだ を 1人分、2人分と作り出した。トライアル就 労から、一昨年、6人の雇用を生み出すことができた。これで、職場に多様性が生まれた。
- しゅうろうしえん ぎゃく こうか く、就 労支援とは 逆 の効果をもたらすおそれがある。
- はつげん ろうしかんけい ばっそく かんけい 〇 (発言) 労使関係と罰則の関係について、アメリカ、ヨーロッパは、規則をまもらなかった場合 ばっきん たか にほん ばっそく きぎょうたいしっ にほん かいがい くら しょうがいしゃこよう の罰金が高い。日本は、罰則をきらう企業体質がある。日本は、これら海外と比べ、障害者雇用の面で企業が取り組まなくてはならない「ハードル」が低い。アメリカは、リハビリテーショ にほんきぎょう とりく はんまん ないはテレビに字幕をつける法律が30年前にできた。日本企業は、この法律を満たすかかん ちょうせん せいひん うりこ にほんきぎょう たいにほん きじゅつめん もんだいために果地に挑 戦しながら、アメリカに製品を売り込んできた。日本では、技術面では問題なに対り、かとお にまりっ かとお いが法律の後押しがないため字幕をつけることもなかなか実現しない。障害者雇用促進法、ろうどうきじゅんほう 労働基準法における罰則についても、もっと議論が必要。

議事 差別禁止法について

1 法制度創設の必要性

(あらゆる分野を包括する差別禁止法の必要性についてどう、考えるか…主な書面意見)

「はうてき きべつ きんし
○法的に差別を禁止すべきことに異論はなく、差別禁止に特化した独立の法律による規定を求める(18名、ほぼ全員が同趣旨)。

2 差別の定義

(総則的定義をどのようにするか…主な書面意見)

○差別に「直 接差別」「間接差別」「合理的配慮を提 供しないこと」の3つの類型が含まれる
べきとの点で意見は一致。この3類型を然則的な規定に含めるべきとの意見もあり(14名)。

しょうすういけん
かんせっきべっ こうりてきはいりと ていきょう
がきるの区別が困難、もしくは、独自
で記載の の定義を述べる意見もあり(全体として19名)。

○差別禁止における障害の定義について、過去や将来の機能障害、みなされた障害なども含めるべき。社会モデルの考え方に準拠すべき(いずれも意見は一致し、異論なし)。

(個別分野別定義をどのようにするか…主な書面意見)

〇裁判規範性を保つため、個別分野別の定義を設けるべきという意見が多数 (15名)。少 数意見としては、現 状では困難ではないか、個別化することで抜け穴を生じないか等。しかし、これない、反対意見ではなく、なんらかの手当てがあれば個別分野ごとに定義できるとの趣旨とかかが、考えられる(全体として18名)。

ちゅうしょうてき れいがいきてい めいかくか げんていか おも しょめんいけん (抽象的な例外規定をどう明確化・限定化するか…主な書面意見)

○障害者の権利条 約では、差別の例外として、積極的是正措置や合理的配慮が「不釣り合いな又は加重な負担」を伴う場合と規定。一般的には、正当な理由がある場合、生命身体に危険が生じる場合等が想定できるが、抽象的であるため、拡大解釈によって例外が多くなるおそれもあり、工夫が必要(東・・・解説的コメント)。委員の意見としては、例外を設けるべきではないという意見もあるが、多くは例外を規定することを前提にしている。積極的差別と正されている。ではないという意見もあるが、多くは例外を規定することを前提にしている。積極的差別と正されても論じる見解、例外についての業にようせきにんが、するりのからではないという意見もあるが、多くは例外を規定することを前提にしている。積極的差別と正される。 はいがいきないまたが、またはいかいでは、大きないではないという意見もあるが、多くは例外を規定することを前提にしている。積極的差別と正されても論じる見解、例外についての業にようせきにんが、するりのかなない。 またはいかいきないないが、またがいずないないが、またが、変とは多くは例外を規定することを前提にしている。積極的差別と正当によるが、できまり、できまりできましたが、またが、「不釣り合いな又は加重ななたが、できまりを表してきまり、こうできまんや、そんがいりは、ないりが、からなり合いなとないできまがです。 こうかったが、できまりをいかくかいないないないないないの分野が存在するとの見解もあり。抽象的な例外規定をあたが、かいがくかいないないないないないないないできまないできまないできまないが、からには、条文自体を具体的な文言で書くとともに、ガイドラインや規則などでもいがくかの確化することが重要であるとの指摘もあり。この点については、議論が十分に整理されておらず、さらに議論が必要(東 [計15名の書面意見を踏まえた総括])。

3 個別分野

(生活分野として、いかなる分野を規定するべきか…主な書面意見)

のあらかじめ例示した、地域生活、自己決定と法的能力、移動、建物、利用、情報保障とコミュニケーション、教育、就労、医療およびリハビリテーション、性、政治参加、司法手続たとないでは、社会参加、行政サービスと行政手続き、経済・文化サービス、不動産取引、契約、福祉サービス、商品及びサービスの提供、出生・婚姻・出産、資格取得、文化生活・レクレーション、スポーツへの参加、観光を分野として指摘する意見。法の抜け穴や、漏れが生じないような工夫を求める意見。虐待を規定するべきとの意見など(全体として18名)。

4 関係個別立法との関係

さべつきんし ていしょく りっぽう かいはい かんが おも しょめんいけん (差別禁止に抵 触する立法の改廃についてどう 考 えるか…主な書面意見)

○差別禁止に抵 触する法律を改廃することについては、異論はなし。問題は、差別禁止法の制定と同時に改廃するか、制定後、改廃のための手段を考えるべきか。その準備として、差別禁止に反する欠格条 項をはじめとする法律の洗い出しが必要になる。差別禁止法において、同法たぼう ゆうせん あんり まなっきんしほう たほう ゆうせん なん まなっきんしほう かんが という まなっきんしほう かん たほう まなっきんしほう かん たほう まなっきんしほう という まなっきんし たいしょく たいしょう まてい こうりょく ていし きゅうせん たいこう まてい まりまり (全体として19名)。

できないりょう できないか も かいせい かんが おも しょめんいけん (合理的配慮の具体化に向けた改正についてどう 考 えるか…主な書面意見)

(行 政救 済機関の設置についてどう 考 えるか…主な書面意見)

できょうせいきゅうさいきかん でいっちゅうさい けんげん ぎょうせいきゅうさいきかん せっち ひつよう の独立性を持ち、かつ、個別教 済のために、一定の権限をもつ行 政教 済機関の設置が必要 (18名、ほぼ全員が同趣旨)。 [当該教 済機関の独立性の意味、必要な権限の内容、相談に始まり、調整、助言、斡旋、調停、審判などの教 済の在り方、単独の機関を創設するのか、既存の類似機関があればそれを活用するのか、国レベルや県レベルのみならず市町村レベルまでこうした機関を設置すべきか、等々、さらに議論を詰める必要がある(東 …総括的コメント)]。

(人権侵害救済法案との関係についてどう考えるか…主な書面意見)

5 相談支援機関

(相談者の立場に立った支援のあり方と支援機関についてどう考えるか…主な書面意見)

しえんきかん そしき ぎょうせいきゅうさいきかん いちぶ ひっち しょっかいとっじしゃだんだい ひ支援機関の組織は、行 政教 済機関の一部として設置するのか、障 害当事者団体やNPOが じょうじょう きょん しゃかいしげん 独自に、もしくは、自治体と共 同して設置する 形にするのか、あるいは既存の社会資源によいまいき こうちく しゅうろうにかん しょくば うち そと りょうほう る地域ネットワークを構築すべきなのか、という論点。就 労に関しては、職場の内と外の両 方

に支援機関が必要なのではないか。人的な面では、専門的知識を有する専門家の配置だけでなく、ピアカウンセリングやエンパワーメントの手法を取り入れることができる当事者や家族のさんかく、きむしてもあるとの指摘もある。整備・配置は、国レベル、都道府県レベル、広域的では活圏)レベル、市町村レベルといった段階が想定されるが、基本は、身近な場所での相談と支援の仕組みを積率すること。また、地域間格差をなくすための最低限度の基準を提示する必要があるとの意見など(全体として19名)。

- 〇(発言)雇用の問題も含めて、実効性をどのようなプロセスでどのように担保するのか。 きべっきんしほう こべっ りっぽう ばあい きそん ほうたいけい かんけい せいり ひつようせい しょう たと 差別禁止法を個別に立法した場合、既存の法体系との関係を整理する必要性が 生 じてくる。例えば、雇用の分野一つをとっても、多面的な検討が必要。法としての実効性、性格づけ、既存の法体系との関係性をどうやってクリアーしていくかが重 要。
- (発言) 障害 者差別禁止法が何故必要なのか。第一に、裁判でつかえる裁判規範性を持ついけん おお かたくし きんせい だいに さいばんしょ きべっ にんてい べきとの意見が多く、 私 も賛成。第二に、裁判所で差別が認定されるとことによる社会きょういくてきしてん だいさん しんけんしんがい かか きゅうさいきかん 有的視点。第三に、人権侵害に関わる救 済機関ができたときの行動のガイドラインとなるという点。なお、用語としては、(これまでの経緯を想起させる)「人権擁護法案」という用語 ではなく、「人権侵害救 済法」、または単に「人権救 済法」という用語を使うべきではないか。
- 〇(発言)裁判規範性のある差別禁止法とした時、最後に問題になるのが刑罰を科すかどうかという点。女性差別撤廃条約に関係して、男女雇用機会均等法における罰則規定が議論された際、経済団体の強い抵抗があり、努力義務になった。2回の勧告の後、1997年に禁止規定になったが、今でも罰則はない。法律ができても実効性において十分ではない。差別禁止法では、はるそくもでいる。 大いこう はいさいだんたい つよ ていこう とりょくぎ む なったが、今でも罰則はない。法律ができても実効性において十分ではない。差別禁止法では、はるそく もう しんけん かんが いただ じょせい かくごうてきさべっ きていき もう は というだい かんが しょうがいるかい かんが しょうがいるがい かんが しょうがい しょうがい しょうがい しょう ここうせい しゅうぶん ちゅうようせい かんが しょうがいしゃき ほんほう きべつきんしほう りょうほう じゅうそうてき きてい もう は というようせい かんが しょうがいしゃき ほんほう きべつきんしほう りょうほう じゅうそうてき きてい しい。 重要性に鑑み、 障害者基本法と差別禁止法の両方に重層的に規定してもいいのではないか。
- (株) はつげん ばっそくきてい ひつよう とくてい せいかつようしき きょうせい きほんてきけんり (発言) 罰則規定は必要。特定の生活様式を強制されないことは、基本的権利。
- の(発言)2002年の障害者基本法改正では、差別禁止条項が入ったが、議論になった。 きべっきんしほう けいじぼっけいじほう かんけい とく しんちょう けんとう ひつよう きべっきんしほう せいじほう かんけい とく しんちょう けんとう ひつよう きべっきんしほう じっこうせい 差別禁止法では、刑事罰、刑事法との関係は、特に慎重な検討が必要。差別禁止法に異効性 もった ための知恵を出すことが必要。合理的配慮について、特に議論が必要。法令に加え、きなっきんしほう じっこうせい ひつよう さくっきんしほう じっこうせい たいまかん では、一般の大き こうりてきはいりょく ぎるん ひつよう ほうれい くわ を持たせるための知恵を出すことが必要。合理的配慮について、特に議論が必要。法令に加え、 きゅうさいきかん ガイドラインを作成し、同時に、権利擁護委員会のようなものを設置するべき。救済機関については、司法との関係、権利擁護機関との関係を整理するべき。
- しょうがいしゃ しょうがいしゃ しょうらいてき ひつよう しょうがいしゃ しょうがいしゃ (発言) すべての差別を禁止するための公民権法が将来的には必要だが、まずは障害者 さべつきんしほう ひつよう じんけんいいんかい こようきかいきんとういいんかい じょうきょう み 差別禁止法が必要。カナダの人権委員会、アメリカの雇用機会均等委員会の状 況を見ると、

O(発言)市役所は、身体障害の人は募集しているが、知的障害、精神障害は募集しない。理由は、「どういうことをしてしまうかわからない」と言うが、差別ではないか。学校の問題もある。
しまんとしまがっきゅうとうじいないが、とうじょうがっこうさんおんせい せつめい いりゅう もんだい 自分は、特殊学級(当時)に行けと言われ、小学校3年生から説明なく行かされた。

しょうがいしないこと、リプロダクティブ・ヘルスの権利を障害があってもなくとも、一人の女性として自己決定できるようにするべき。

ぎ じ ぎゃくたいぼう しほう 議事 虐 待防止法について

1 障害の定義

(被虐 待者は手帳所持者には限られないのではないか…主な書面意見)

〇手帳所持者に限る必要はなく、虐 待の防止と救 済の必要性がある限り、障 害を広くとらえるべき (18名、全員が同趣旨)。

2 虐 待者による類型

(どの範囲までカバーすべきか…主な書面意見)

の介護者、福祉従事者、使用者、学校関係者、医療従事者に加え、親、兄弟、親族、刑務所等の職員、行政職員、警察官、一般市民、施設や事業所にいるもの、司法関係者、公共 こうきょう 大調関係者、保育所関係者を加えるべき。また、相談、法律に従事するもの、職業訓練施設の関係者も挙げられていた。これに対し、範囲を限し、強いけいた。 これに対し、範囲を限し、強いけいた。 これに対し、範囲を限定せず、すべての関係者とすべきという意見もある。他方、類型ごとに虐待の本質、背景、動機などに大きな相違があり、虐待の内容が異なるだけでなく、救済の方法も異なるので、類型化して、発見、救済、防止などを規定することが必要とする意見もある。虐待の成とし、部人は、はいかからないなどを踏まえて議論でいまり、できたいまり、はいけいからないけん。 またいのより にはいかからないなどを踏まえて議論を計らないくべき(東・・・計18名の意見を踏まえた総括的コメント)。

3 虐 待の定義

(**虐 待行為類型ごとに5類型に区分するか**…主な書面意見)

(5類型の内容をどう考えるか…主な書面意見)

○日弁連の意見書に示された定義をベースに議論していけばよいと考えるが、差別言動やいじめ、プライバシー侵害を心理的虐待に含めるべきとの意見、セルフネグレクトも放置に入れるいけんのできょうない。 できるの意見、「言葉の暴力」「コミュニケーションの疎外」「無視」「隔離」「社会的入院」「保護室のより、「言葉の暴力」「コミュニケーションの疎外」「無視」「隔離」「社会的入院」「保護室のより、「言葉の暴力」「コミュニケーションの疎外」「無視」「隔離」「社会的入院」「保護室のより、「言葉の暴力」などの検討が必要であるとの意見、「5類型を設定したとしてもほうかつできまなくだいでいまりのようであるとの意見、(旧与野党の議員提案による法案に見られる)ではる。 (旧与野党の議員提案による法案に見られる)ではる。 (侵害を受けた場合)という言葉を入れるべきではないという意見など。今後、さらに詰めた議論が必要(東・・・計17名の意見を踏まえた総括的コメント)。

4 早期発見義務

(早期発見義務の程度と義務者の範囲についてどう 考えるか…主な書面意見)

〇早期発見義務の問題は、虐待があるとは判明していない段階で、それを発見するという問題。 通報は、発見した後の問題。日弁連の意見書と同様に、すべての公務員や虐待を防止する立場にある仕事に就くものに対して早期発見の努力義務を課すべきとの意見、すべての関係者までいけるべきとの意見、発見し得るものに広く努力義務を課すべきとの意見、状況な化を見届けられる支援者、保護者、親族まで広げるべきとの意見など。他方、法的に発見義務を課すのは困難との意見、保護者、親族まで広げるべきとの意見など。他方、法的に発見義務を課すのは困難との意見、家庭内の虐待では発見義務を課すべきではないとの意見、一般市民まで課すべきではないとの意見、家庭内の虐待では発見義務を課すべきではないとの意見、一般市民まで課すべきではないとの意見などがある。さらに議論を重ねれば一定の範囲で落ち着くのではないかりが見などがある。さらに議論を重ねれば一定の範囲で落ち着くのではないかりが、いけんかいけんからないけんが、からないけんが、からないから見などがある。さらに議論を重ねれば一定の範囲で落ち着くのではないかりがいました。

5 通報義務

(発見者の通報義務の対象範囲と程度についてどう考えるか…主な書面意見)

○多数は、程度や認識に関わらず通報義務を課すべきとの意見。さらに、虐 待の報告を受けた じょうし しせっちょうとう きかん かく はっけん ひとっうほう ぎむかか いけん っうほうしゃ しょうすういけん しょうけん がしん 過失があるかないかを問わない保護規定が必要との意見など。少 数意見として、いっぱんしみん げんかく きむ とりょくぎむ せいり いけん かいしん きゃくたい ていど にんしき ていど おう いけん きむ とりょくぎむ せいり いけん かいけん かいけん かいけん あんってき まうかってき 表務、努力義務を整理すべきとの意見などがある(東・・・計17名の意見を踏まえた総括的コメン **卜**)

6 救済機関

きゅうさいきかん けんのう おも しょめんいけん (教 済機関の権能についてどう 考えるか…主な書面意見)

であっていきかん たいしょう はんい はんい かんが えるか… れる しょめんいけん (教 済機関が対 象とすべき範囲についてどう 考 えるか…主な書面意見)

〇旧与野党の法案は、救済機関が対象とすべき範囲を限定する形で構成されているが、 かいだん かけん かいざしゃ なくしじゅうじしゃ しょうしゃ いりょうじゅうじしゃ しょうかんけいしゃ 委員の意見としては、介護者、福祉従事者、使用者、医療従事者、使用関係者による類型それ ぞれについて救済機関は対象とするべきとの意見が多かった。他方、特定の分野に限定する ひつよう 必要があるのか、すべての分野を対象にすべきだという意見もあった(東・・・総括的コメント)。

7 監視機関

がんとくけんげん けんこうほう かいしゃく かんとく ぎ む けんこうほう き かいしゃく げんこうほう (監督権限はあっても原則として監督義務はないとする現行法規の解 釈のもとで、現行法のできせつ うんよう ぎゃくたいぼうし じっこうせい たんぼ おも しょめんいけん 適切な運用のみで虐 待防止の実効性を担保できるかどうか…主な書面意見)

かてい ぎゃくたいがい ばあい どくじ どくりつ かんしきかん せってい ひつようせい かんが (家庭における虐 待以外の場合の独自の独立した監視機関の設定の必要性についてどう 考え おも しょめんいけん るか…主な書面意見)

〇多くは、監視機関を設けるべきであるという意見(東…計18名の意見を踏まえた総括的コメント)。

8 相談支援機関

(生活支援まで含めた相談支援のあり方についてどう考えるか…主な書面意見)

- 〇 (発言) 精神科病 院における虐 待は、表に出てこない。家族が気づいても、言い出せない。 せいしんびょういん ほごしっ 精神 病院の保護室のネグレクトや拘束医療は、なかなか外部に明らかにならないので、監視 きかん はい かいぜん のぞ 機関が入り改善されることを望む。
- 〇 (発言) 生活全般を丸ごと支援するという話に関連して、難病、ALSの方が地域生活しようとするときに、医者から「そんなにしてまで出たいのか」といった虐待的表現がなされる例があると聴くが、医者を替えたくても、難しい。こうした現状も踏まえた討議が必要。
- 〇(発言)医療現場では、ALSのような重度の障害のある者に対し、特に進行性の障害者が したうこきゅうき 人工呼吸器をつける際の医者の告知は、残酷なものもあると聴く。医療について議論を深めたい。
- 〇(発言)虐 待の定義に関連して、拘禁、 ヴェラをな では かんだい とり あ に このほか (発言)虐 待の定義に関連して、拘禁、 ヴェラをな で の問題も採り上げて欲しい。この他、 ネグレクトに、支援の必要な自己管理に対し自己管理が困難な場合の支援拒否も含めていただ きたい。
- はつげん きんねん びょういん こうどうせいげんさいしょう かいいんかい ねん しんたいこうそく ひと 〇 (発言) 近年、病 院には、行動制限最 小化委員会がある。2004年に身体拘束をされていた人 にち まん せんにん ねん まん せん ひゃくにん まん せいしんほけん げんそく まじ かん は、1日1万2千人。2006年は1万4千5 百 人に増えている。WHOの精神保健10原則は 4 時間までの しんたいこうそく げんど かくりしっ だんかいてき しんきせっち きんし ほほん かくりしっ だんかいてき しんきせっち きんし しんたいこうそく げんど かくりしっ だんかいてき しんき せっち さんし にほん いっしゅうかんたんい しんたいこうそく おこな しんきにゅういん にんいにゅういん な はんぶんいじょう は1 週間単位で身体拘束が行われている。新規入 院で任意入 院が増えているが、半分以上 ついきびょうとう はい ちりょうほう めい もと から びょうとう はい がりまうほう がい もと から がりまうとう はい かい もと から がりまうに、許されている。
- 〇(発言)児童、女性、高齢者の順に法律ができ、障害者が遅れてしまった。虐待について、バラバラに支援センターがあることは、問題。広く全体を扱い、個別化することを含めては、対している。虐待の発見については、心理的虐待、ネグレクト、経済的搾取は、課題がある。特に、虐待される側が虐待とは、がしてきず、マインドコントロールされている場合、解放までには、虚待される側が虐待としてきず、マインドコントロールされている場合、解放までにはから、虐待の予防に関し、虐待について周知徹底する教育を仕掛けないといけない。罰則については、虐待の多くは刑事類型にあたるが、虐待をした人に対する懲罰が非常に甘い。類型化し、刑罰でなくとも懲罰を科すことを含め、設けていくべきだと思う。

- はつげん ひがいしゃ じょせい ちてきしょうがい おお き ふくごうてき じゅうよう もんだい 〇 (発言) DVの被害者では、女性で知的障 害が多いと聞いている。複合的であり重 要な問題。
- (発言) 虐 待防止法案を議員提案する動きもあると聞いている。推進会議における検討との調整があっても良いと思う。
- はつげん かたくし ろうがっこう どうきせい 〇(発言) 私 の聾学校の同期生は、コミュニケーションが通じないため、精 神 病院に入 院 せいしんびょういん しょうがいしゃしせっ させられた。精 神 病院でも、障 害 者施設でも、コミュニケーションが図れない状 況で、隔離 されたと思う。 支援が一本化されても、バラバラでも、コミュニケーションに問題が ある児童や成人障 害 者にはどこでサポートするのかという問題がある。
- 〇(発言)コミュニケーションができない障害者、高次脳機能障害、発達障害、自閉症の方の支援は、一人ひとり個別なので、どのように対応するのか。支援の受け止め方も、個人個人で差がある。センター化については、女性は大変難しい。所在を絶対に明らかにできない場合があり、気をつけて議論をしたい。
- はつげん けいじそしょう すいていむざい げんそく しょうがいしゃ せいてきぎゃくたい 〇(発言)刑事訴訟では推定無罪が原則であるが、例えば、障害者に性的虐 待があっても、日時とくてい けいじばつ のが もんだい さんだい あるていどゆる が特定できず、刑事罰を逃れられてしまうという問題がある。構成要件をある程度緩めること ひつよう よういせい たんぽ はっそく ちょうばつ ひつよう はっそく ちょうばつ ひつよう はっそく ちょうばつ ひつよう はっそく ちょうばつ ひつよう
- はつげん はったつしょうがい のと いま なきねい (発言)発達障 害といわれる人もだけど、今まで泣き寝入りしてきたのを、嫌だとちゃんと伝えなければならない。 どんな困難を抱えていても、適切な支援が必要だと思う。

いじょう (以上)